

国鉄技 第78号  
平成22年11月15日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

国土交通省（内閣府のみ記載）  
鉄道局技術企画課長

### 鉄道車両の床材料の交換について

今般、一部の鉄道車両の床の上敷物において、製品の誤った使用等により、鉄道の技術基準に定める燃焼性規格（難燃性以上）を満たしていない事案が明らかとなった。（別紙参照）

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、本件について情報提供を行い、注意喚起を図るとともに、上記事案に該当する鉄道事業者においては、該当車両の床材料の交換等の改良計画を策定して、平成22年12月15日までに報告するよう指導されたい。

なお、引き続き、調査を進めているところであり、追加の指示等を行うことがあり得るので、承知されたい。

なお、本件については、社団法人日本鉄道車輛工業会に対して、別添のとおり通達していることを申し添える。

床材料の誤使用等の調査結果  
(平成22年11月15日現在)

○アルミ材にゴム材を貼りつけて使用する製品が、ゴム材だけで使用され、燃焼性規格を満たしていなかったもの

鉄道車両用材料燃焼試験番号	事業者名	対象車種
14-332K	東武鉄道	8000系
16-156K	東京地下鉄	05系、7000系、8000系、9000系、10000系
	東葉高速鉄道	2000系
16-312K	東武鉄道	9000系、10000系、50000系
	西武鉄道	30000系
	首都圏新都市鉄道	TX-2000系

○燃焼試験を改めて実施した結果、燃焼性規格を満たしていなかったもの

鉄道車両用材料燃焼試験番号	事業者名	対象車種
19-678K	西武鉄道	101系、2000系

別添

国鉄技 第 78号の2  
平成22年11月15日

(社) 日本鉄道車輛工業会  
専務理事 殿

国土交通省鉄道局  
技術企画課長

### 鉄道車両の床材料の交換について

今般、一部の鉄道車両の床の上敷物において、製品の誤った使用等により、鉄道の技術基準に定める燃焼性規格（難燃性以上）を満たしていない事案が明らかとなった。（別紙参照）

については、別添の通り、鉄軌道事業者に対し、本件について情報提供を行い、注意喚起を図るとともに、上記事案に該当する鉄道事業者においては、該当車両の床材料の交換等の改良計画を策定して、平成22年12月15日までに報告するよう指導したところである。

については、貴協会においても、傘下会員に対し、同種事象が生じないよう本件について情報提供を行い、注意喚起されたい。

鉄道の技術基準における車両材料の燃焼試験に関する規定

鉄道に関する技術上の基準を定める省令(第83条第3項)

「旅客車の車体は、予想される火災の発生及び延焼を防ぐことができる構造及び材質でなければならぬ。」

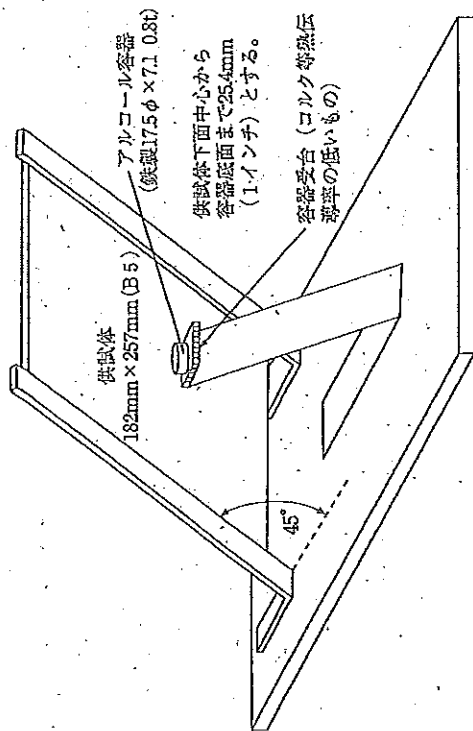
具体的な試験方法及び判断基準

左記試験台で、アルコール容器に  
純エチルアルコール0.5ccを入れて着火

アルコール燃焼中の供試体の  
着火、着火、発煙状態、炎状態の観察

アルコール燃焼後の供試体の  
残炎、残じん、炭化、変形状態の調査

試験台



下記により燃焼性を判断

鉄道車両用材料の燃焼性規格(判断基準)

区分	アルコール燃焼中					アルコール燃焼後			主な用途
	着火	着火	煙	火勢	残炎	残じん	炭化	変形	
不燃性	なし	なし	僅少	—	—	—	100mm以下の表面 変色	100mm以下の表面 的変形	卓面の天弁、 屋根
種難燃性	なし	なし	少ない	—	—	—	試験片の上端 に達しない	150mm以下の変形	床の詰め物
	あり	あり	少ない	弱い	なし	なし	30mm以下		
難燃性	あり	あり	普通	炎が試験片の上 端を越えない	なし	なし	試験片の上端 に達する	縁に達する変形、 局部的貫通孔	座席、床の上 敷物